

食安輸発0909第1号

平成21年9月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

米国産セロリの取扱いについて

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成21年9月3日付け食安輸発0903第2号）に基づき、農薬ボスカリドについて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、米国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、本日以降に輸入届出される米国産セロリであって、別途指示する包装者又は輸出者から輸出されたものについては、通常の見視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。